

令和7年（ラ）第■■■号 性別取扱変更抗告事件

抗告人 ■■■■

## 抗告審補充書面

（離婚した場合に抗告人と妻に生じる不利益が  
他の制度の利用によっては軽減・解消されないこと）

2025（令和7）年7月31日

大阪高等裁判所 御中

抗告人手続代理人	弁護士	水	谷	陽	子
同	弁護士	堀	江	哲	史
同	弁護士	本	多	広	高
同	弁護士	皆	川	洋	美
同	弁護士	仲		晃	生
同	弁護士	壽		彩	子
同	弁護士	向	井	香	織

第 1	本書面の位置づけ	4
第 2	パートナーシップ制度による不利益解消の限界・総論	6
1	パートナーシップ制度によって得られうる利益／軽減しうる不利益の限界	6
(1)	パートナーシップ制度の概要と期待されている効能	6
(2)	行政サービスとの関係	8
(3)	民間サービスとの関係	10
(4)	税制度・社会保障制度	12
(5)	小括	12
2	制度利用手続上の制約	13
3	時間的制約	14
4	パートナーシップ制度利用者等のアンケート	15
5	小括	17
第 3	生活場面ごとの具体的不利益及びそれが解消・軽減されていない実情	17
1	医療関係での不利益	17
(1)	「家族」の取扱いに関する総論	17
(2)	面会制限	19
(3)	診療情報の説明・医療同意	21
(4)	入院手続の代理、保証人・連絡先としての扱い	23
(5)	臓器移植	24
(6)	治療の遅れにつながる危険性	25
(7)	小括	27
2	緊急時の警察対応等	27
3	要介護等の状況における不利益	28
(1)	成年後見制度の利用における不利益	28
(2)	パートナーやパートナーの親族の介護における不利益	29

4	パートナーの死後における生活保障からの排除	29
	(1) 相続制度からの排除	29
	(2) 配偶者居住権等からの排除	30
	(3) 葬儀や遺骨の引取りにおける他人扱い	31
	(4) 小括	31
5	就労における不利益	32
	(1) 福利厚生制度からの排除	32
	(2) 人事上の取扱いでの不利益	34
	(3) 小括	35
6	被災時の不利益	36
	(1) はじめに	36
	(2) 仮設住宅や復興住宅への入居	36
	(3) 安否確認	37
	(4) パートナーシップ制度により利用できる行政サービスとして被災時の支援を明言していない自治体が圧倒的多数であること	37
	(5) 小括	39
7	小括	39
第4	様々な不利益の総体が人生全般にわたる不利益であり、生命身体を損なう結果につながる危険があること	39
第5	結論	41

## 第1 本書面の位置づけ

本書面は、抗告理由書60頁【※CALL4掲載版では40頁】で主張を補充する予定であると述べた点について、補充するものである。すなわち、以下のとおりである。

本事案は、トランスジェンダー女性である抗告人が、妻との婚姻関係を維持したまま、生活実態に即した法的性別取扱いを受けることを求め、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が定める法的性別取扱い変更要件のうち、第3条1項2号（以下、「本件規定」）の定める「現に婚姻をしていないこと」要件（非婚要件）の違憲性を争うものである。

本件規定を前提とすれば、抗告人が法的性別取扱い変更を実現しようとするれば、それと引き換えに抗告人と妻は離婚を選択するほかない。しかし、抗告人と妻は、円満にふうふ関係を継続しており離婚を希望する意向はない。そのため、万が一、抗告人の法的性別取扱い変更のために離婚を選択した場合には、抗告人と妻は、実態的にはふうふ関係がありながら、従前法律上のふうふとして享受していた様々な利益（潜在的に享受していたものも含む）を失うことになる。

抗告理由書では、離婚を強いられることによるこの不利益を含め本件規定により抗告人に生じている不利益の甚大さも考慮した上で厳格な審査基準により違憲審査を行うべきであると述べた。

離婚を強いられることによる不利益として具体的な内容は、既に申立書「第7.4」において、婚姻制度の種々の利益、法律上の効果、民間事業者との関係の観点から整理し詳述した。

他方、近年、法律婚のできない法律上同性どうしのカップルの不利益をわずかでも緩和しようと、地方自治体によるパートナーシップ制度（以下、「パートナーシップ制度」という）や民間企業の取り組みが重ねられている。また、当事者間の婚姻契約や遺言によって、ごく部分的には法的

効果を得られる場合もある。もしこれら他の手段によって享受しうる利益について過大に認識する誤りがあれば、あたかも、離婚を強いられることによる不利益が、離婚後に他の手段を利用することで相当程度解消・軽減される可能性があるとの誤解が生じかねない。

しかし、実際には、これらの他の手段をどれだけ積み重ねても、既に抗告人と妻が法律婚制度の利用によって享受している利益総体には程遠く、ひとたび離婚を選択することとなれば、それにより生じた不利益を他の手段で解消・軽減することは不可能である。

本書面は、パートナーシップ制度の制度設計の実態や享受しうる利益を詳述することで、離婚を強いられる不利益をパートナーシップ制度の利用によっては解消・軽減しえないことを裏づけるものである。

以下、「第2」では、パートナーシップ制度によって享受しうる利益や利用範囲の限界の一般論を整理する。

「第3」では、医療機関の受診や就労、被災時の支援など、生活の場面ごとの不利益の状況について補充する。

「第4」では、様々な生活場面の個々の不利益が累積した総体が、生命身体を損なわせうる甚大な不利益であることについて、再確認する。

なお、抗告人と妻は既に社会生活上の実態としては女性どうしの同性カップルであるが、抗告人と妻が仮に離婚して法律上同性どうしになった場合に生じる不利益を論じる便宜上、以下、「同性カップル」という語を法律婚制度から現行法上排除されている法律上同性のカップルを指すものとして使用する。

## 第2 パートナーシップ制度による不利益解消の限界・総論

### 1 パートナーシップ制度によって得られうる利益／軽減しうる不利益の限界

#### (1) パートナーシップ制度の概要と期待されている効能

行政が策定した要綱等を根拠とするものがほとんどであり（甲E143・3～6頁）、その場合、法的効果は付与されない。渋谷区等ごく部分的に条例を根拠とするものもある。条例が根拠となる場合には、理論上は条例として可能な範囲で法的効果を付与することが可能であるが、法令と齟齬が生じる内容を定めることができない以上、民法の法定効果や第三者への拘束力を付与することはできない（甲E143・9頁）。

パートナーシップ制度運用の詳細は、実施自治体により様々である。概ね共通する構造としては、各自治体が定める要件を満たす成人2人が、自治体に対し、自分たちが共同生活を営むパートナーである旨の宣誓を実施し、自治体が「宣誓を受けた」ということを証明する書類を発行するというものである。制度を利用するカップルが子育てをしている場合に、子どもの名前も書類に記載するという運用の自治体もあり、そのような場合には、「ファミリーシップ制度」と称されている。

パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の導入が相次いでいるのは、導入すること自体に、事実上の重要な効能があるからである。すなわち、制度を設けること自体が、同自治体内で暮らす同性カップルが存在することや、同性カップルが子どもを育てている生活実態を可視化する効果がある。いわば、報道や役所内の掲示等で制度を知った者に対する啓発である。そして、同性パートナーと生活している（あるいはそれを希望する）性的マイノリティ当事者にとっては、地方自治体が自分たちの関係を認める制度を作ったということ自体により勇気づけられるという心理的効果もある。

そして、当該自治体が運営主体である公営住宅や医療機関、福祉制度、当該自治体の職員の福利厚生制度においては、パートナーシップ制度を利用するカップルを家族として取り扱うことを定めている自治体もある（後述）。この範囲では、具体的に享受可能な利益も存在しうる。

しかし、すべての自治体がそのような取扱いを明示的に定めているわけではない。むしろ、パートナーシップ制度を導入した自治体でもそのような取扱いまで明言するのは少数である。多くの者にとってその取扱いを享受する機会は乏しい。何より、地方自治体によるいかなる制度にも、婚姻制度のような法的効力はない。パートナーシップ制度を利用したとしても、パートナーの法定相続人にはなれず、現にともに育てている子について共同で親権を持つこともできず、配偶者や家族として在留資格を得られるわけでもない。

したがって、婚姻制度を利用できないために生じている不利益のうち、法的効果に関する部分については、パートナーシップ制度の利用による解消・軽減は一切ない。社会的効果・精神的効果に関する部分は、パートナーシップ制度の利用により解消・軽減しうるものがないわけではないが、ごくわずかである。

国立国会図書館調査及び立法考査局による「地方公共団体のパートナーシップ認定制度」（2024年3月7日発行、甲E143）でも、「同制度は、婚姻と同等の法的効果を発生させるものではなく、活用機会の不足や地域的偏りなどの課題も指摘されている。先進的な取組による課題の解消も見られるが、部分的なものにとどまっている。」「パートナーシップ認定制度は、あくまで地方公共団体主体の取組であり、当該法制度又は当該枠組みを代替することはできない」と指摘されている（11頁）。

## （２）行政サービスとの関係

仮に抗告人と妻が抗告人の法的性別取扱い変更のために離婚した場合には、二人が居住する京都市のパートナーシップ制度（甲E144, 145）を利用する選択肢がある。京都府や国全体でのパートナーシップ制度が存在しないため、京都市の制度しか選択肢がない。ここでは、京都市パートナーシップ制度の内容を評価する前提として、まず、一般的な概要や他の自治体のパートナーシップ制度の例を確認する。

パートナーシップ制度が地方自治体の制度である以上、制度を利用することで同性パートナーを配偶者同様に取扱うと明言されるのは、当該地方自治体が運営主体として適用対象を決定する権限を有する制度との関係のみである。典型例として挙げられるのは、当該自治体が運営する公営住宅への入居申込み、公営墓地の利用申込み、公営病院での面会や治療同意等という限定的な場面である。しかし、必ずしもすべての自治体がこのような場面で配偶者同様に取扱うと明言をしているわけではない。

例えば、埼玉県では、63ある全市町村のうち、川口市を除く62市町村でパートナーシップ制度ないしファミリーシップ制度が導入されている。埼玉県のウェブサイト上で、各市町村の制度利用により可能な行政サービスが整理されている（甲E146）。

この整理によれば、パートナーシップ制度利用により「利用できる行政サービスはない」市町村は、越生町、吉見町、皆野町、長瀬町、小鹿野町と5つも存在している。そもそも、利用可能な行政サービスの典型例として列挙されたのは以下のわずか9項目しかない。

1. 公営住宅の入居申込等（県営住宅を除く）
2. 公立病院等の病状説明等（県立病院を除く）
3. 保育園等の送迎

4. 公営墓地の申し込み
5. 市町村職員の給与制度（扶養手当等）
6. 市町村職員の休暇制度（結婚休暇当等）
7. 市町村職員互助会における給付（結婚等祝金等）
8. 住民票の続柄を変更できる（縁故者等）
9. 税証明の交付

それにもかかわらず、甲E146によれば、以上すべての項目を利用可能と明言している市町村は1つもない。また、自由記載欄では、その他の利用可能サービスを多数列挙する自治体もあれば、記載のない自治体もある。

この整理から、一般的に「自治体のパートナーシップ制度によって享受可能になりうる利益」として想定されるものが、実際には必ずしも各自治体の制度で付与されているわけでないことが明らかとなっている。さらに、居住自治体によって享受可能な利益の内容・程度には大きな偏りが生じており、パートナーシップ制度利用を証明する書類の交付以外に何も利益が享受できない自治体も少なからず存在する。

渋谷区パートナーシップ制度利用者アンケートでは、「パートナー関係を認知・認定してほしい行政サービス」として、保険、税、防災、子育て等様々な生活局面における行政サービスが挙げられている（甲E147・スライド41～45）。先駆的にパートナーシップ制度を導入した自治体であっても、制度利用カップルの行政サービスの利用にあたって、多数の課題がある。

行政サービスの利用から排除される不利益について、パートナーシップ制度を用いることで解消・軽減できるようになった部分はあるものの、その範囲は非常に限られている。生活において行政サービスが必要となる場面全体と比べればごくわずかである。

以上を踏まえて京都市のパートナーシップ制度宣誓者が利用可能な市民サービス（甲E145）を見るに、例にもれず利用可能なサービスは乏しいというほかない。

### （3）民間サービスとの関係

民間サービスについて、パートナーシップ制度を利用していたところで、どのように取り扱われるかについては何の保証もない。

上述のとおり、パートナーシップ制度の多くは行政の定める要綱を根拠としているため、そもそも第三者を拘束する法的効果は付与できない。京都市のパートナーシップ制度も要綱に基づくものである（甲E144）。

条例を根拠とする場合でも、第三者への効力に大いに限界がある。当該自治体の条例の効力が及ぶ範囲の事業者にはパートナーシップ制度利用への配慮・尊重を条例により求めることが可能であるものの、条例で事業者へ配慮・尊重を求める場合でも違反した事業者に対し罰則を設けているわけではない（甲E148：渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例第18条）。現実的には事業者側の理解・協力を委ねられているといえる。

この限界は、渋谷区のパートナーシップ制度利用者のアンケート（実施時期2022年7月8日～同年8月8日、甲E147）からも裏付けられる。

「異性カップルに比べると金融機関の対応サービスの選択肢の少なさに不公平さを感じる」「個人年金の据え置きの場合、パートナーシップ証明では死亡した時の年金の受取人になれない」（甲E147・スライド37）

民間事業者にパートナーシップ制度を利用していることを伝えてサービスの利用を求めたところ、事業者内で知識が浸透しておらず部署をた

らい回しにされるなどしてスムーズに手続きができなかったという旨の回答が複数あった（甲E147・スライド39）。

また、以下の事例も掲載されている（同・スライド62）。

「スポーツジム入会時、最初は同性もファミリー割ができるとスタッフから言われていたが、いざ手続きしようとしたときには弁護士に確認しますと言われて時間がかかった」

「アパートを借りようとしたとき、大家さんが証明書のことを取り合ってくれず、賃貸の申し込みを断られたことがある」

「マンションに住んでいてシェアハウスと疑われたり、民泊していると言われたことがあります」

「クレジットカードの家族カードを作ろうとしたら親族ではないからという理由で断られた」

これらの回答からは、先進的にパートナーシップ制度が導入され、条例により事業者に理解・協力を求める渋谷区ですら、パートナーシップ制度の利用により家族としての扱いを受けられるサービスの選択肢が限られており、利用できる場面であっても、手続きがスムーズに進まないことが明らかとなったといえる。

この限界は、要綱に基づいてパートナーシップ制度を運用する他の自治体のアンケートからもわかる。

藤沢市のパートナーシップ制度利用者のアンケート（甲E149・6頁）では、以下の回答が寄せられた。

「・サービスを利用する際など、いちいち家族として扱ってもらえるか確認が必要である。」

「・不動産によっては、家を借りる事が出来ない。」

「・家購入のため、ペアローンを組む際、任意後見人制度を用いたこと。」

「・家を購入する際にローンを組むことができる銀行が限られており、ローンを組む時も、公的証書が必要なので出費が多い。」

以上からすれば、民間サービスの利用から排除されるという不利益について、パートナーシップ制度を用いることで解消・軽減できるようになった部分はあるものの、その範囲は非常に限られている上、一般に利用にあたって時間的・精神的・経済的負担が法律上の夫婦よりも大きいと言える。

#### (4) 税制度・社会保障制度

法制度により適用範囲が規定されて運用される税制度や社会保障制度において、法律上「配偶者」が利益享受範囲として定められている制度が多数存在する。「配偶者」になれない同性パートナーは、それらの制度からの適用がなく、各種の利益を享受できない地位に置かれている。

これらの不利益は、自治体が運営するパートナーシップ制度の利用によっては一切解消・軽減されない。

#### (5) 小括

以上のとおり、パートナーシップ制度が地方自治体による制度であるという性質上、その利用で享受可能になりうる利益の範囲は自ずと限界がある。

制度の性質上、利用可能と確実に言える市民サービスは当該地方自治体が運営権限を有する事業に属するものに限られる。その範囲においても、対象とすることが可能な市民サービスのすべてがカバーされているわけではない。むしろ、利用が可能になるものはごく一部で、非常に限定的である。本件規定によりやむなく抗告人と妻が離婚をした場合、それによって享受困難となった各種サービスは、おおよそパートナーシッ

プ制度を利用しても享受困難なままである。すなわち、被った損失をパートナーシップ制度によっては回復できない。

## 2 制度利用手続上の制約

婚姻届は、夜でも土日祝日でも提出できる。提出にあたり、予約の必要はない。届出人の本籍地以外にも、所在地の市区町村役場にも出すことができる。婚姻届以外に通常必要なものは、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）と届出人の本人確認書類くらいであり、提出先の役場が婚姻当事者の本籍地である場合には戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）も不要である。婚姻する当事者が2人そろって提出しなくてもよく、時間外窓口での提出や郵送による提出でもよい。

これに対して、パートナーシップ制度は、前述のとおり、効果、利用範囲に限界があるにもかかわらず、その利用手続は、婚姻届提出より制約が大きい。

京都市では次のとおりである（甲E144）。まずはパートナーシップ宣誓をする日から7日以上前から宣誓日時の予約をしなければならず、いきなり宣誓しに行くことはできない。宣誓可能な日時は、月から金の9時から16時30分まで（12時から13時は除く）に限られ、土日祝休日・年末年始にはできない。そして、宣誓ができる場所は、京都市役所内の文化市民局共生社会推進室のみであって、婚姻届と異なり支所や出張所では手続できない。しかも、2人とも行く必要がある。したがって、平日日中に就労している者の場合には、休暇をとるなど勤務との調整をする必要が生じる。勤務形態によっては、勤務時間を減らした分、収入も減少することもありうるので、ここでも経済的負担が生じる。

必要書類は、2人それぞれの住民票の写し等、独身であることを証明する書類及び本人確認書類であり、婚姻届の場合より書類準備の手間・経済的負担が大きい。

こうした制約は、多くの自治体に共通している。そして、このように面倒な手続きを経て宣誓したところで、前述したとおり効果は極めて限定的で乏しい。

渋谷区では、申請と証明書受領のため、窓口へ二度赴く必要があり、制度利用者アンケートでは54.3%が手続きにおいて不便に感じたと回答している（甲E147・スライド64）。

藤沢市での制度利用者アンケートでも、手続きに「負担を感じた」18.2%、「やや負担を感じた」39.4%で、合計57%が「負担感があった」旨の回答をしており、自由記載からは、婚姻届の提出と異なり利用手続きに様々な制約があることが負担の要因であることがわかる（甲E149・5頁）。

さらに、パートナーシップ宣誓したことの証明書を再発行する場合にも、同様の制約がある（甲E144）。法律上夫婦であれば、その関係の証明は住民票や戸籍謄本の発行で済み、その手続きは容易である。事前の予約の必要はなく、役所の支所や出張所はもちろん、役所外の証明書発行コーナー等でも可能である。

以上のとおり、パートナーシップ制度は、享受しうる利益が限定的なのに対し利用手続き上の負担が大きい。婚姻制度利用の場合には負う必要のない負担を被ることになる。

### 3 時間的制約

パートナーシップ認定制度に関する文書（宣誓書等）の保存や管理の在り方は、地方自治体によって様々である。制度利用者のパートナー関係

が継続する限り保存するところがある一方、文書の保存期間（多くは10年）を定めるところもある。保存期間経過により宣誓書等が破棄された場合、宣誓書等の再交付や返還の手續に支障が生じる可能性がある（甲E143・10頁）。

国内自治体においてパートナーシップ制度の導入が開始したのは2015年以降であるから、この問題はまだ具体的に顕在化していないが、来年（2025年）以降に制度利用開始から10年間の保存期間が満了する者が現れ、問題が顕在化する可能性がある。

京都市では、証明書の再発行が可能なのは宣誓から10年以内との期限がある（甲E145）。

#### 4 パートナーシップ制度利用者等のアンケート

複数の自治体がパートナーシップ制度利用者に対してアンケートを実施しているが、パートナーシップ制度により解消・軽減可能な不利益の限界ゆえ、婚姻制度の利用を希望する回答が多数確認できる。

世田谷区のパートナーシップ制度利用者のアンケート（実施時期2016年9月1日～同月20日、甲E150）では以下の回答があった。

「・相手が外国人の為、配偶者ビザが出ないのが不安。」

「・これが全都道府県にいきわたり、そこから、渋谷区のような形が増え、婚姻につながればと思う。」

「・結婚と同等の内容まで保障されてほしい。宣誓制度を更に進化させて法的なものにしてほしい。」

「・私たちカップルは、世田谷区で他自治体に先駆けて同性パートナーシップが始まるということで他市から転入した。自治体にカップルとして認知されるとは考えてもみなかった。異性愛のカップルと同様にいつか婚姻関係が結べる日が日本にも来ることを願っている」

渋谷区のパートナーシップ制度利用者のアンケート（実施時期2022年7月8日～同年8月8日、甲E147）では以下の回答があった。

「パートナーシップ証明書の取得をおすすめしない理由」として以下の回答がある（スライド56）。

「手続きの煩雑さと費用が、法的な充実に見合うものではないと思うので」

「男女の結婚と全く同じものとは扱われないため過度の期待を持たせたくないから」

「結婚のような実用的で効力があるわけではないので」

同性婚との兼ね合いについて以下の回答がある（スライド67）。

「公正証書作成のために、費用もかかる。自分は同性婚をしたかったし、今もそう考えるので、同性婚ができるようになるとよいと思う」

藤沢市のパートナーシップ制度利用者のアンケート（甲E149・6頁、9頁）

「・生活実態に大きな違いは無いはずなのに、他者の判断によって差をつけられること。」

「・相続ができないので、わざわざ遺言書を高額負担で書かなければならなかった。」

「・所得税の配偶者控除が受けられない。」

「・子どもの親権をパートナーが持つことができない。」

「・病院に運ばれた際、パートナーと面会できるか不安。」

「・様々な税金の控除が無い上に法律上の正式な夫婦として扱われない。」

「・婚姻と同じように法的に効力があるようにして欲しい。」

このように、パートナーシップ制度利用により解消・軽減できる不利益には多くの限界がある中で、居住自治体にパートナーシップ制度があっても利用しないという選択をする者も少なくない。

## 5 小括

以上のとおり、地方自治体のパートナーシップ制度には、効果面の限界、利用範囲の限界、手続きに関する制約が大いにあり、婚姻はもちろん、諸外国で導入されている婚姻を代替する制度、いわゆる登録パートナーシップ制度とは全く異なる。

今後各自治体で制度の改善が進んだとしても、性質上、離婚を強いられることで生じる不利益を相当程度解消・軽減できるようなものではない。

### 第3 生活場面ごとの具体的不利益及びそれが解消・軽減されていない実情

以上を踏まえ、生活上の様々な場面で、現在のパートナーシップ制度等を利用することでは、不利益が相当程度解消又は軽減されていると言えないことを述べる。

#### 1 医療関係での不利益

##### (1) 「家族」の取扱いに関する総論

医療の現場では、面会制限がある場合の制限解除の対象、病状説明や手術の際の患者本人以外からの同意取得の相手として、「家族」という範囲を設けることが多々ある。そしてその場合、患者本人の法的な親族や血縁関係にある者を「家族」あるいはそれに準ずる者とみなすことが多い。「家族」の範囲に同性パートナーを含まない、あるいはそもそもその存在を想定していない医療機関が相当であると指摘されている（甲E151：LGBTQ+の健康レポート）。

パートナーシップ制度の利用により、医療機関が同性パートナーを「家族」と扱うことが制度導入以前よりは期待できる状況に変化したものの、パートナーシップ制度を利用していれば必ずしも「家族」として扱われるわけではない。

「パートナーシップ制度利用者を家族に含める」という取扱いを地方自治体が決定できる対象は、当該自治体が運営主体である医療機関のみである。厚労省の「医療施設動態調査」（基準時令和5年5月末日、甲E152）によれば、国内の病院全8132施設のうち、都道府県立は187施設、市町村立は596施設、合計783施設（全体の9.6%）である。診療所では、国内全10万5213施設のうち、都道府県立が294施設、市町村立は3429施設で合計3721施設（全体の3.5%）である。すなわち、医療機関における「家族」としての取扱いについて地方自治体の権限が及ぶのは、病院の9.6%、診療所の3.5%にしか過ぎない。

京都市のパートナーシップ制度では、京都市立病院においては同性パートナーを家族として扱うと明言されているが（甲E145）、京都府全域に存在する医療機関のうち、病院は160院、診療所は2496院である（令和4年時点、甲E153）。抗告人や妻が医療機関を受診する際に毎回京都市立病院を選ぶということは現実的ではなく、ましてや救急搬送された場合には本人に選択の余地がなく京都市立病院に搬送されるとは限らない。したがって、ひとたび法律上のふうふでなくなれば、医療機関で家族として扱われるかどうかは全くの未知という不安定な状況に追いやられることになる。

その他の医療機関に対しては、パートナーシップ制度は拘束力を有しないため、同性パートナーを「家族」として取り扱うか各医療機関の判断に委ねられる。そして、患者側は、ときには緊急搬送されたり、専門

的な治療が可能な入院先の選択肢が乏しかったりと、必ずしも自分で医療機関を選ぶ余地があるわけではない。同性パートナーを家族として扱う医療機関にかかりたいと願っていてもそれが必ずしもかなうわけではない。

法律上同性のカップルは、パートナーが医療を必要とする場合に家族として扱われないおそれに常にさらされている。具体的な場面や不利益の程度を、以下詳述する。

## (2) 面会制限

### ア 面会の重要性

入院患者との面会について、集中治療室などで治療や看護の効率化、感染防止、安静保持等を理由に面会制限がなされることがある。また、新型コロナウイルス感染拡大が社会問題となった2020年には、感染防止を目的として全面的な面会禁止が推奨された。

入院患者との面会は、患者や家族のQOLに関わる重要なものである。日本弁護士連合会は、「人と面会して、コミュニケーションを取る権利は、人格的価値、関係性構築にかかる価値につながるものであり、社会福祉施設や医療施設に入所・入院している高齢者・障がい者にとって、面会をすることは人格的生存に不可欠であるため、憲法第13条の規定する幸福追求権として保障されるべき人権である。また、国際人権自由権規約は、何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉されず、かかる干渉に対する法律の保護を受ける権利を有するとしている（同規約第17条第1項）。」との意見書を発出している（甲E154）。

ところが、面会制限を設ける際に面会可能な相手の範囲を「家族」と限定する医療機関は少なくない。そのような場合に、同性パー

トナーは、法的には他人であり「家族」ではないと扱われ、面会が認められない不利益を被っている。

パートナーシップ制度が広がってきた現在でも、その不利益の解消の程度はわずかである。

## イ 同性パートナーが面会できない実例

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（LGBT法連合会）が全国の当事者・支援者等の声を集めて作成した「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）」（2019年3月4日公開、甲C3。以下「困難リスト」という。）でも、「パートナーが入院したが、病室での付き添いや看護させてもらえなかった。」（通番235）ことが事例として挙げられている。

このような取扱いは、パートナーシップ制度が広がってからも、十分解消されたとはいえない。

2019年1月に行われた東京都、石川県、静岡県内の病院勤務の看護部長を対象に行われたアンケート（甲E155、以下「東京都等看護部長アンケート」という。）では、看取りの立会いを「親族のみ」または「内縁の異性パートナー」に限定しているとの回答の合計は30.9%に上った。同性パートナーを含む旨の回答は62.3%であった（2頁）。

ICUでの面会についても、「親族のみ」または「内縁の異性愛パートナー」に限定しているとの回答が合計33.8%に上った。同性パートナーを含む旨の回答は56.5%であった（同）。

また、2019年6月に「宮崎市パートナーシップ宣誓制度」を開始した宮崎市が、同年11月から12月にかけて宮崎市、国富町、綾町の375医療機関を対象に実施したアンケート（甲E156、以

下「宮崎市等医療機関アンケート」という。)では、ICUがある医療機関7施設のうち、「ICUにおける面会を許可している家族等の範囲」に「同性パートナー」を含む旨回答したのは計5施設だった(6頁)。

これらの調査結果からは、同性パートナーのおよそ3割は、面会すらかなわないことがうかがえる。

### (3) 診療情報の説明・医療同意

#### ア 診療情報説明の重要性

治療における家族の意味は大きく、患者を最優先にするという立場に立った上で、家族に患者の状況をできるだけ正確に知ってもらうことは極めて重要である。

末期がんの告知に関する事案で、最高裁は「告知を受けた家族等の側では、医師側の治療方針を理解した上で、物心両面において患者の治療を支え、また、患者の余命がより安らかで充実したものとなるように家族等としてのできる限りの手厚い配慮をすることができることになり、適時の告知によって行われるであろうこのような家族等の協力と配慮は、患者本人にとって法的保護に値する利益であるというべきであるからである」と判示している(最高裁第三小法廷判決平成14年9月24日)。

また、医療を提供するにあたり、その医療の目的、内容、リスクを含めて本人に説明し、同意を得ること(インフォームド・コンセント)は広く医療現場に浸透しているところ、意識不明等で治療についての本人の意思を確認できない場合には、家族にインフォームド・コンセントを行い、家族が治療に同意するのであれば患者本人が同意したと推定して、医療を提供するのが通例とされる。

しかしながら、この家族に同性パートナーが含まれないと扱われるおそれがある。日高庸晴教授は、同性パートナーの存在すら想定していない医療機関が圧倒的であろうと指摘する（甲E151・134頁）。

## イ 同性パートナーが説明・同意から排除される実例

東京都等看護部長アンケート（甲E155）では、患者自身に判断能力がない場合に代わりに手術の同意をとる者を「親族のみ」または「内縁の異性パートナー」に限定しているとの回答は合計55.1%である。手術をしていない、その他という回答もあったので、同性パートナーを含む旨の回答は30.6%だけだった。

また、宮崎市等医療機関アンケート（甲E156）では、病状の説明等への同席を許可している家族等の範囲を「親族のみ」または「異性のパートナー」に限定しているとの回答が4割弱であった。患者自身が意思表示できない場合に手術の同意を得ている家族等の範囲は、手術を行っている病院の中では、「親族のみ」または「異性のパートナー」に限定しているとの回答が52.2%である。同性パートナーを含む旨の回答は計40.3%であった。

これらのアンケートからは、同性パートナーの6～7割は診療情報の説明や医療同意から排除されていることがうかがえる。

困難リスト（甲C3）でも、以下の事例が列挙されている。

「認知症・意識不明状態のパートナーが入院したが、病院・医師から安否情報の提供や治療内容の説明を受けられず、面会もできなかった。」（通番236）、「認知症・意識不明状態のパートナーについて、外科手術が必要となったが、法律上の親族の同意が必要だと言われ、スムーズに治療を受けることができなかった。」（通番237）、「認知症・意識不明状態の患者について、どのような治療を行

うかを決める場合に、患者の同性パートナーの意向が考慮されなかったり、他の親族よりも軽視されたりした。」（通番239）、「病院でパートナーが死亡したが、診療経過や死亡原因等の診療情報を提供してもらうことができなかった。」（通番246）

2024年10月、男性どうしのカップルの一方が交通事故に遭い、医療機関・福祉機関等で「家族」としての扱いを受けるために養子縁組した方の事例が報道された（甲E157）。報道によれば、事故にあったのは2022年3月で、事故翌々日にパートナーが病院に行ったところ、「家族ではない」ということで情報ももらえなかったと明かしている。意識がない患者には親しい人の名前を呼びかけるといいと聞いたことのあったパートナーは、「私の名前を呼びかけてほしい」と依頼したが、病院は家族でないため断ったとのことである。その後も治療状況が直接伝えられることはなく、パートナーは患者の親族を介して情報を得るほかなかった。

#### （4）入院手続の代理、保証人・連絡先としての扱い

患者本人が入院手続を行うことが難しい場合に家族が代わってこれを行うのが通例であり、また、患者本人に緊急の事態が生じたときには、家族としては連絡を希望するのが当然である。しかしながら、ここでも、同性パートナーは、法的な親族ではないことから、家族として扱われないおそれがある。

この点について、NPO法人ReBitが2023年に実施したアンケート調査「LGBTQ医療福祉調査2023」（甲E158）では、医療サービスに関する自由回答として、「病院で同性パートナーが家族として扱われず、入院時の身元保証人、家族カンファレンスへの参加、病状や治療についての説明、手術待合室での待機、集中治療室での面会等、全てができなかった。（30代、FtX・性的指向は女性、東京

都)」、「出産の際に、同性パートナーをキーパーソンに指定したが、同性パートナー以外の親類に連絡が行くかもしれないと言われた。(30代、レズビアン、東京都)」という回答があった。

物心両面において患者を支える家族の存在は、患者のQOLにとって重要であるし、患者本人に寄り添い、できる限りのことをしたいという家族の想いも、また重要なものである。この点、パートナーシップ制度を利用することで、同性パートナーが法律婚の配偶者など家族と同様に扱われることが期待され、実際にそのように扱われたという声もあるものの、このような扱いが確実に約束されるわけではない。

結局は、医療機関の裁量に委ねられることになり、法律上同性の患者とパートナーは、カミングアウトに伴う精神的な負担やアウティングの危険を負いながら、家族として手続きできるかどうか医療機関に相談をしなければいけないのである。

## (5) 臓器移植

2024年9月30日、京都大学医学部附属病院は、2024年5月に、同性パートナーをドナーとする生体腎移植を実施したことを報告した(甲E159)。移植医療について医療従事者が遵守すべき事項を定めた日本移植学会倫理指針によれば、日本における生体臓器移植のドナーは、原則として親族(6親等以内の血族、配偶者と3親等以内の姻族)に限定されており、親族に該当しない場合においては、当該医療機関の倫理委員会において、個別の承認を要するとされる(甲E160)。

京都大学附属病院の報告によれば、本件のドナーとレシピエントは、同性パートナーとして京都市パートナーシップ宣誓制度に基づき宣誓し、法律上の夫婦又は家族と同様に取り扱う行政サービスを受けていた

間柄であるということであり、このことが本件の生体腎移植の個別承認において考慮されたと考えられる。

本件の生体腎移植が、同様に移植医療の医学的対象となるものの性的少数者であるという理由でそれを享受できないと諦めている患者やパートナーにとって有益な前例となる可能性があるし、その上でパートナーシップ制度等が、個別承認の積極事情になり得ることが期待される。

もっとも、本事例をもって、現在のパートナーシップ制度等を利用することで、同性カップルが婚姻制度を利用できないことによる不利益が相当程度解消又は軽減されているということとはできない。パートナーシップ制度等は、法的拘束力を伴うものでないため、配偶者とは異なり、個別に倫理委員会の承認を必要とするものであるため、パートナーがドナーとなれることが確実に保障されるものではない。

また、生体臓器移植という患者の生命、QOLに重大な治療法について、法律上同性のパートナー間でもこれを行い得るという可能性を示した点は重大な意義を有するといえるものの、極めて限定的な場面の話ともいえる。上述のように、医療の現場では、面会、診療情報の説明や医療同意、緊急時の連絡等、患者本人や家族のQOLにとって重要な場面がさまざまある。生体臓器移植という特定の機会でも重要な前例が1件生まれたことをもって、医療分野における不利益が相当程度軽減・解消できたとは評価すべきでない。

## (6) 治療の遅れにつながる危険性

### ア 受診の遅れにつながる危険性

以上のように、パートナーが家族として扱われるかどうかは医療機関次第で、患者側からすれば医療機関に自分たちの関係性を説明してみるまでどのような扱いになるかわからないという状況がある。

患者にとって、説明をする相手が性的マイノリティに対して偏見や差別意識をもっていないと確認することもできないまま、自分たちが同性のカップルであることを打ち明けるのは重大な精神的負担になる。とくに、普段、性的指向を周囲に打ち明けておらず、そのため同性パートナーの存在も周囲に打ち明けていない者にとっては、医療関係者が自分の性的指向を知った後に情報が適切に管理されるのか、アウトティングされるのではないかと大きな不安を感じることになる。

そして、そのような精神的負担が生じていることは、患者にとって受診をためらわせる要因になり、それにより治療開始が遅れてしまうこともありうる。

また、患者と生活を共にしている同性パートナーが家族としての手続きをできないため、手続きのために患者の血縁者を呼ばざるを得ない事態も生じうる。このような事態が生じた場合に、血縁者に連絡をとり、相手が都合をつけて、遠方から入院先まで移動するまでの過程に時間を要すれば、その分、必要な手続きが円滑に進まず、治療が遅れる事態につながる危険性がある。

## イ 医療機関側がスムーズに手続きを進められない危険性

医療機関側が判断に迷い、結果、スムーズに治療を行うことができなかつたという意見も挙げられている。困難リスト（甲C3）によれば、「医療機関側が、認知症・意識不明状態の患者についての安否・治療内容などの情報を患者の同性パートナーに提供してよいのか戸惑った。」（通番238）、「認知症・意識不明状態の患者について、外科手術が必要となったが、医療機関側が、患者の同性パートナーによる同意がどこまで意味を持つのか判断に戸惑い、スムーズに治療を行うことができなかつた。」（通番240）という事例がある。

## （7）小括

以上のとおり、直接的に生命身体の安否に影響しうる場面であつてすら、同性カップルが家族として扱われてないことによる支障が生じている。結果的に生命身体の健康状態に影響がない場合であっても、安心して安全な治療を受けるというQOLの確保に支障が生じており、看過できない不利益といえる。

医療機関や治療の場面によっては、自治体の制度もしくは個別的な判断により、同性カップルが家族として扱われるケースも生まれているものの、割合としては多くはない。同性カップル当事者にとっては、自分やパートナーがいつどのような事情で、どの医療機関にかかることになるのか、どのような治療を要するのかが不明な中で、家族としての扱いを受けられるのかどうか確実な見通しをもつことはできず、不安な立場に置かれている。

## 2 緊急時の警察対応等

上記「1」では、主に、カップルの一方が医療機関にかかり、パートナーが医療機関に連絡を図った場合に被りうる不利益について論じた。

しかし、カップルの一方が突然の事故や事件により、緊急搬送されたり死亡したりした場合には、そもそもパートナーが搬送先や遺体安置先の情報を知ることができるかどうかという問題が生じる。救急車による緊急搬送の場合の事例は上記「1」でも触れたが、警察からの情報提供においても同様に「家族」ではないとして同性パートナーは排除されている。

同性パートナーと死別した方の手記を掲載しているウェブページでは、以下のとおり警察から親族とみなされず、情報提供を受けられなかった事例が記録されている（甲E161）。

その手記作成者が旅行から帰宅したところ、自宅で過ごしていた同性パートナーが倒れており、救急車を呼んだが既に死亡していた。そのため警察が自宅に来て、パートナーの遺体を回収していった。1週間何も連絡のないままで、手記作成者が問い合わせをしたところ、幼い頃に行き別れた兄に身元確認を依頼していると告げられた。長く家族として暮らしてきた手記作成者による身元確認は認められなかった。1か月経過して、遺体は行政が引き取ることになった。火葬は行政が行い、手記作成者は「友人」として参列を認められた。

### 3 要介護等の状況における不利益

#### (1) 成年後見制度の利用における不利益

法定後見制度の申立てができるのは、配偶者又は4親等内の親族等に限定されており（民法7条、11条、15条）、法律上同性のパートナーは申立てをすることができない。

同性カップルの一方が判断能力を失った場合、親族の協力が得られる状況であれば親族を申立人として成年後見申立てを進められるであろうが、親族に対してカミングアウトしていない場合や、カミングアウトした結果疎遠になったような場合には、親族の協力は現実的でなく、市町村長の申立てによらざるを得ない。そのため、スムーズな申立てができない可能性もある。困難リスト（甲C3）でも、「パートナーが認知症を発症したが、後見・保佐・補助の申し立てができなかった。」という事例が寄せられている（通番199）。

これとは逆に、親族が同性パートナーの意向を無視して、後見申立てを進めてしまうことで、判断能力喪失以前の本人の意向が尊重されない結果を招く危険もある。

これらの問題は、パートナーシップ制度の利用によっては解消できない。

予め任意後見契約を締結しておくことで上記の不利益を回避することは可能であるが、任意後見契約は公正証書による必要があるため（任意後見契約に関する法律第3条）、公正証書を作成するための経済的・時間的負担が生じる。

## （２）パートナーやパートナーの親族の介護における不利益

介護の関係では、社会全般に親族のいない高齢者が増えていることとの関係で、法律上の家族でなくともキーパーソンとして要介護者のケアに関与できる余地は増えているようである。しかし、それは介護サービス提供者にとっても、身近なキーパーソンが不在であると不都合で、キーパーソンとみなされたい者とみなす者の利害が一致するからである。

そうでない場合、例えば、就労先で介護休暇の取得を希望した際や、民間サービスにおける「介護割」制度の利用を希望した場面では、親族でないことが理由で利用が拒まれるという恐れは解消されていない。

## 4 パートナーの死後における生活保障からの排除

### （１）相続制度からの排除

婚姻関係にあるカップルの一方が死亡した場合（同法882条）、遺された者は、「配偶者」として常に相続人となる（同法890条、900条1号ないし3号）。このような配偶者相続権の趣旨は、夫婦別産制（同法762条1項）の下、共同生活関係で一方の協力によって形成された財産を清算するとともに、遺された者の生活利益の保障を図るというものである。

他方、婚姻関係にない同性カップルの一方が死亡した場合、遺された者は、「配偶者」に該当しないため、相続人となることができず、相続権が認められない。したがって、同性カップルの一方が死亡した場合、遺された者は死亡したパートナーの遺産を承継して共に築いてきた財産を清算することもできないし、その後の生活基盤も損なわれる。

例えば、同性カップルが実質的には二人で共同して不動産を購入し自宅として生活している場合に、購入時に法律上の夫婦でないことが理由で共同ローンを組めずローンを一人の名義にした場合には、それにあわせて所有権も単独名義になっている。名義人となった側が先に亡くなり死別すると、不動産は相続財産になり、法定相続人が不動産を取得してしまう。遺されたパートナーは自宅不動産に住み続けることができない。不動産という経済的価値の高い財産を失うだけではなく、日々の生活の拠点や亡くなったパートナーと共に暮らした思い出のある自宅を失うのであり、社会的にも精神的・心理的にも損失を被る。

また、予め遺言書を作成しておくことでパートナーに財産を取得させられるよう手当をすることもできるが、公正証書遺言を作成するためには費用や時間の負担がかかるほか、法定相続人から遺留分侵害額請求を受ける紛争リスクが生じる。さらに、財産を取得する際には、相続税ではなく贈与税の扱いになるため、法律上の配偶者が相続人として財産を取得する場合に比して多額の税負担を負うことになる。

## （２）配偶者居住権等からの排除

婚姻関係にあるカップルの一方が死亡した場合、配偶者居住権（同法1028条以下）及び配偶者短期居住権（同法1037条以下）の制度（以下、「配偶者居住権等」という。）が新設され（平成30年法律第72号）、遺された者は、「配偶者」として、相続開始時に居住してい

た被相続人所有の建物の使用を、終身又は一定期間認められるようになった。

他方、婚姻関係にない同性カップルの一方が死亡した場合、遺された者は、「配偶者」に該当しないため、配偶者居住権等が認められない。上述のとおり、同性カップルの一方が死亡した場合、遺された者は居住していた建物を使用できなくなり、生活の拠点を失いかねないという不利益が生じているところ（甲C3 困難リスト通番203）、遺された配偶者が生活の拠点を失うことがないよう整備された権利からも排除されたままである。

### （3）葬儀や遺骨の引取りにおける他人扱い

カップルの一方が死亡した場合の祭祀主催者は、死亡した本人の指定がない場合は、慣習によって定まる（民法897条1項）。遺された者は、死亡した本人の指定がない限り、葬儀や遺骨の引取りについて、パートナーとして扱われるか否か不安定な立場に置かれる。

困難リスト（甲C3）では、「パートナーとの死別に際して、パートナーの家族から喪主になることやお骨の引き渡しを拒否された。」（通番201）、「パートナーとの死別に際して、親族から葬儀への参列の声が掛からなかった。」（通番202）という事例が挙げられている。

### （4）小括

カップルの一方が死亡した後に、遺されたパートナーの生活は非常に不安定である。遺言書作成により不利益を部分的に解消・軽減できるが、その範囲は法定相続と比べれば限定的であり、不利益を解消・軽減するための負担は大きい。

## 5 就労における不利益

### (1) 福利厚生制度からの排除

一般企業においては、従業員に対する福利厚生として、扶養手当、家族手当、住宅手当等の各種手当や、慶弔休暇・慶弔見舞金などの制度を用意していることが多いが、これらの制度は基本的に法律婚を前提としている。ほとんどの場合、同性パートナーは親族・家族ではないとしてこれらの福利厚生を受けることができない。2022年に日本労働組合総連合会が実施した「夫婦別姓と職場の制度に関する調査2022」

(甲E162)によれば、配偶者に関する手当について同性パートナーにも支給されるとの回答のあった職場は2.8%にとどまった。

パートナーシップ制度のある地方自治体の職員であっても同様に、配偶者を前提とした福利厚生から排除されている状態が多く残っている。例えば、埼玉県内の市町村のパートナーシップ制度の整理(甲E146)でも、「市町村職員の給与制度(扶養手当等)」、「市町村職員の休暇制度(結婚休暇等)」、「市町村職員互助会における給付(結婚等祝金等)」の項目で同性パートナーの利用を認める自治体は多くない。制度のある62市町村の中で3項目とも同性パートナーの利用を認めるのはたった1か所(伊奈町)だけである。3項目とも認めていない自治体は49か所あり、パートナーシップ制度のある62自治体の79%を占める。

困難リスト(甲C3)では、以下の事例が報告されている。

「パートナーが業務上の理由で死亡し、使用者に対して遺族補償の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。」

(通番168)、「パートナーとの死別の際、使用者に対して、死亡退職金の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。」(通番169)、「パートナーとの死別などの際、使用者に対し

て、見舞金・慶弔金の支給を申し込もうとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。」（通番170）、「パートナーやパートナーの親族との死別の際、使用者に対して、慶弔休暇・忌引を申し込もうとしたが、配偶者等ではないことを理由に拒否された。」（通番171）、「使用者に対して、パートナーと共に育てている子どもの育児休業・看護休暇を取得しようとしたが、法的な親ではなく、養育していると認められないことを理由に拒否された。」（通番172）、「使用者に対して、パートナーやその父母の介護休業・介護休暇を取得しようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。」（通番173）、「パートナーの子どもの育児を理由に残業の免除を申請したが、法的関係がないことを理由に認められなかった。」（通番174）、「使用者に対して、扶養手当・家族手当の給付を申し込もうとしたが、パートナーやその子どもが法的な配偶者や子でないことを理由に拒否された。」（通番175）、「使用者に対して、パートナーと委託保健施設・保養所の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否されたり、割引料金の適用がなかったりした。」（通番176）、「使用者に対して、パートナーとの寮・職員住宅の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」（通番177）、「使用者に対して、パートナーとの寮・職員住宅の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」（通番178）、「使用者に対して、パートナーの健康診断・人間ドックの割引利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」（通番180）、「職場に対し、パートナーを扶養家族として、給与からの所得税の控除額を低くしてもらおうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」（通番181）、「配偶者・扶養家族を対象としたキャリア形成、健康診断や財産形成等のライフプランについての、職場からの

情報提供を、同性パートナーが受けることが出来なかった。」（通番184）、「海外赴任先で同性パートナーと結婚し、当然に配偶者扱いしてもらえたが、同じ企業の日本支社に赴任したらその家族扱いがなくなり、住居手当等が使えなくなり、心理的、金銭的負担が大きかった。」（通番185）。

近年は、同性パートナーも福利厚生の対象とする企業もあるが、各企業の判断に委ねられるのであり、法律婚同様の扱いが保障されていない。このことは、パートナーシップ制度等の利用によっても変わらない。また、制度があったとしても、困難リストで「会社が同性パートナーにも福利厚生を適用するよう社内規則を変更したが、上司を通さないと申請できず、また、誰がその内容を見ることができるのか不安で、希望していても申請することができない。」（通番186）、「職場に登録する緊急連絡先に同性パートナーを指定したところ、関係をしつこく詮索されたり、親族以外の方は登録できないと言われたりした。」（通番187）とあるように、運用上の問題もある。

## （2）人事上の取扱いでの不利益

配転や出向等の転勤を伴う人事において、通常、同居家族らのことを配慮されることも多い。しかし、同性パートナーがいても、その者は親族・家族ではないとして、パートナーとの暮らしに配慮がないまま転勤等を命じられることがある。

困難リスト（甲C3）では、「努力して海外赴任のチャンスを勝ち取ったが、同性パートナーを家族として会社に認めてもらえないため、赴任地に同行させられず、海外赴任を諦めた。」（通番154）、「同性パートナーの存在を隠しているため、単身者扱いで転勤を命じられた。それでもカミングアウトできる環境ではなく、しぶしぶ転勤命令に従わざるを得ず、望まない単身赴任となってしまった。」（通番155）、

「差別的に取り扱われるのではという不安で、異動先に同性パートナーの帯同を申請できず単身赴任になったが、遠距離恋愛になり、精神的にも金銭的にも負担が大きかった。」（通番156）、「職場での昇進・昇格に結婚要件があったため、同性パートナーがいたのにもかかわらず、昇進・昇格できなかった。」（通番157）、「海外赴任を打診され自分も行きたいと思ったが、赴任先の国では同性間の性行為が犯罪とされていて、自分が同性愛者だと知られてしまったら刑罰の対象になるかもしれないと恐ろしくなった。会社にはカミングアウトしていないため、事情を話して赴任先を別の国にする等の配慮を求めることもできず、海外赴任自体を諦めた。」（通番159）、「パートナーの介護や連れ子の育児の負担が考慮されないまま、使用者から遠隔地への配転・出向を命じられた。」（通番179）という例が挙げられている。

このような事態は、パートナーシップ制度を利用している者でも起こり得る。パートナーシップ制度等は、関係性を（自治体が）公証するものではあるが、基本的に民間事業者に対する法的拘束力はなく、勤務先に対して配偶者同様の取扱いを義務付けるものではない。

### （3）小括

上記類型の不利益について、パートナーシップ制度や企業側の取り組みによって解消・軽減されている部分もないわけではないが、割合としては圧倒的多数の職場で不利益が残存している。社会全体で見た総数や、損失の総体をみれば、相当程度解消・軽減されているとは到底言えない。

## 6 被災時の不利益

### (1) はじめに

日本は、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等の自然災害が発生しやすい国であるが、災害時には、より脆弱性の高い災害時要配慮者に偏った被害が発生するという課題がある。この点、例えば、ジェンダー問題に関しては、2020年5月に「災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されるなど、ジェンダー平等な防災・復興の実現をめざす動きが加速している。そういった動きの中で、性的マイノリティに対する取り組みはあまり進んでいないことが指摘されている（甲E163「LGBTQ+報告書v5」・1頁）。

以下、性的マイノリティの災害レジリエンス研究チームが行った被災した性的マイノリティへのインタビュー調査に見られる被災時の具体的な不利益を述べる。

### (2) 仮設住宅や復興住宅への入居

同性カップルは、法律婚と異なり、法的な家族ではないため、仮設住宅や復興住宅で一緒に暮らすことができないおそれがある。

「LGBTQ+報告書」（甲E163）では、「自治体の方に災害用の仮設住宅に同性カップルと一緒に住めるかどうか確認したところ、『必要なら考える』と言われた。法律上の家族がバラバラになると、必要だと思い行動するはずなのに、同性パートナーにそれが必要だということすら理解されないのはとても辛い。自分が家族と一緒に暮らせない場合、辛くないのか？ なぜ後回しにされるのか？ パートナーシップ制度を取り入れていない自治体では一緒に暮らせる可能性が低いと思い絶望感を感じた。」、「仮設住宅では、以前一緒に住んでいた人と同じ場所に住むことができるが、復興住宅は公営のため、法的な家族でなけ

れば同じ場所に住むことができない。何十年も一緒に暮らしているのに日本では同性婚が認められていないので、婚姻関係を結ぶことができない。それなのに戸籍の問題だけで一緒にいけないのは辛すぎる。」という声があった。

### (3) 安否確認

医療における診療情報の説明や同意の問題とも共通する問題として、個人情報保護との兼ね合いで、安否等の情報の伝達を法的な親族に限るおそれがある。

LGBTQ+報告書では、「災害時パートナーの安否が分からず、誰にも言えず、心配で居ても立ってもいられずに何日も瓦礫の中を1人で探しに行き、2次災害に巻き込まれた人も多い。同性パートナーの場合、戸籍上の家族とみなされず安否確認もできない。」という声があった。

後述のとおり、パートナーシップ制度を利用している同性パートナーに対し死亡者情報を提供することを明言している自治体は乏しい。

### (4) パートナーシップ制度により利用できる行政サービスとして被災時の支援を明言していない自治体が圧倒的多数であること

行政が被災時に提供するサービスで「親族」という取扱いの有無にかかわるものとしては、避難所での同一スペースの確保、安否情報の提供、仮設住宅・災害公営住宅への入居、（同一世帯としての）り災証明書の発行、災害被災者・遺族への見舞金・弔慰金の支給、防災業務従事者遺族補償金などがある。

京都市のパートナーシップ制度宣誓により利用可能となる市民サービス一覧（甲E145）には、被災時の支援や情報提供に関する項目は一切ない。原告人と妻は、現在はもし被災しても、法律上の配偶者として上記のサービスを当然に家族として享受できる。しかし、もし原告人と

妻が本件要件を理由に離婚をした場合、その後に被災すると、ふうふとして暮らす実態があっても上記の利益を享受できない可能性が高い。

渋谷区のパートナーシップ制度利用者アンケート（甲E147）では、パートナーシップ制度を利用していることで適用可能としてほしい行政サービスや行政サービスでパートナー関係を認知してほしいものとして以下の要望が寄せられた

「同性パートナーへの災害弔慰金の支給」 80.0%

「被災証明書・罹患証明書の交付」 65.7%

「仮設住宅や災害公営住宅への入居要件」 65.7%

「避難所の運営」 57.1%

渋谷区のように先進的にパートナーシップ制度を導入した自治体ですら、被災時に同性カップルを家族として扱うかについては明言されておらず、万が一被災した際の見通しがもてないことについて、制度利用当事者も不安を抱えていることがわかる。

また、埼玉県内の市町村のパートナーシップ制度の整理（甲E146）でも、「利用可能な行政サービス一覧」にそもそも被災者支援に関する項目はない。その他自由記述欄に災害対応関連の項目が記載されている自治体は、制度実施自治体全62か所のうち、わずか8か所にすぎない（約12.9%）。その内容は以下である。

狭山市：災害扶助金、災害時避難施設利用給付金

深谷市：り災証明書（火災）の交付申請について、同居している場合、親族として申請が可能

蕨市：罹災証明の発行（同一世帯が要件）、災害弔慰金

北本市：災害見舞金等支給制度

三郷市：災害時における安否情報提供

吉川市：罹災証明書の申請、受領

白岡市：災害見舞金の支給

杉戸町：災害見舞金の交付

したがって、パートナーシップ制度を利用していても、被災した際に家族として扱われない自治体や扱われるかどうか不明という自治体が圧倒的に多く、上述のように何らかの対応を明言している自治体でも被災時に必要となりうる行政サービスの全てを網羅しているわけではない。

#### (5) 小括

以上のとおり、被災時に、法律上同性のカップルや家族は、法律婚のカップルと比して、より困難な状況に置かれる。このような不利益は、パートナーシップ制度等により解消されるものではない。

### 7 小括

以上のとおり、パートナーシップ制度等の導入自治体が拡大している今日においても、効果面の限界、利用範囲の限界、手続きに関する制約が大いにあり、種々の不利益は解消されていない。自治体や企業等で、不利益の解消を図る動きがあるものの、個々別々のものであり、法律上同性のカップルは、法律婚ないし異性事実婚のカップルと同様に取り扱われるかどうかの不安を常に抱えているのである。

同性カップルが婚姻制度を利用できない不利益が相当程度解消又は軽減されているとはとうていいえない。

## 第4 様々な不利益の総体が人生全般にわたる不利益であり、生命身体を損なう結果につながる危険があること

国内の様々な自治体や民間事業者が、同性カップルが受ける不利益を解消・軽減すべく取り組みを展開している現状においても、法律婚制度から

排除されることで生じる不利益のうち、法律婚制度と異なる手段によって解消・軽減しうるものはごくわずかである。

しかし、本件の審理においては、それぞれの場面や制度を個別的に把握するのではなく、原告人と妻に不利益が日々生じ続けることになるという総体をとらえる必要がある。仮に、本件規定の下で原告人と妻が離婚を選択することとなった場合には、法律上配偶者であれば当然にアクセスできた様々なサービスからも排除されることになる。本書面で詳述した不利益や、その不利益がいつか現実化するかもしれない不安感・生活の不安定さに日々直面することになる。本件規定を合憲とする原決定の判断は、性別取扱い変更と引き換えに離婚を強いるという判断であり、この莫大な不利益を原告人と妻に強いるという判断に他ならない。

ひとたび離婚すれば、原告人と妻がいかにふうふとしての生活実態を維持しようと、「配偶者」「親族」「家族」であることが前提とされるサービスから排除され、あるいは、排除されるのか利用の可能性があるのかどうかを調べたり、第三者に理解と協力を得るためにカミングアウトして事情を説明したりする負担を強いられることになる。

マイクロアグレッションという概念で近年整理されているように（甲E11）、1つ1つの不利益が必ずしも生活や人生に決定的な被害をもたらすものでなかったとしても、常に制度から排除される不安にさらされ続けることは、生活全般の幸福感や自己肯定感に悪影響をもたらす。メンタルヘルスにも悪影響を及ぼしかねない。

医療や福祉という直接的に生命身体に関係する分野での不利益だけが生命身体に影響を及ぼすのではなく、様々な生活場面の不利益が総体として生命身体を損なうリスクにつながっている。

## 第5 結論

原告人と妻は、特別な利益を求めているのではない。平等を求めている。この社会でパートナーをもち生活する者のほとんどが当たり前享受到している立場を同じように享受することを求めている。

平等に人権が保障された存在として、安心して尊厳を守られて生きていくことを可能にするためには、同じ社会で暮らす多数が当たり前利用できる制度に包摂されることが必要である。

なお、抗告理由書でも述べたとおり、本事案では、未だ包摂されていないカップルを包摂するかどうか問われているのではなく、既に婚姻制度を利用している原告人と妻をあえて法が法的性別取扱いと引き換えに排除することが正当化できるのかが問われている。

原決定においては以上の要素が不当に見落とされたが、本抗告審においては、本件規定が原告人に及ぼす不利益を適切に把握したうえで、本件規定の憲法適合性審査をして頂くよう切に求める。

以上